## 児童虐待防止対策の拡充を求める意見書

本年3月に、東京都目黒区においては5歳女児死亡事件が発生し、平成28年1月に本市では3歳女児死亡事件が発生した。これらの事件は、児童相談所や警察をはじめとする関係機関で緊密な情報共有や連携を行い、一時保護等をすることによってその生命を守れる可能性があった。

この背景には、少子高齢化の急速な進展、核家族の増加、離婚率の上昇など現代社会の諸課題があり、これらが生活環境に影響を及ぼし、児童虐待と密接な関係にあると考えられる。このため、平成28年度の全国児童相談所の児童虐待対応件数は12万件を超え、過去最多となった。埼玉県では本年4月から埼玉県虐待禁止条例が施行されており、県児童相談所職員の増員が図られたものの体制は未だ十分ではなく、現場のニーズに適切に対応されているとは言えない。また、指針の適用のばらつきから関係機関との情報共有や連携が図られていないこと、及び親権に配慮するあまり児童の生命が危機に晒されるリスクが高まっていることなどを憂慮すべき状況と受け止め、早急に改善していく必要がある。

埼玉県では、児童福祉法の理念に則し、児童虐待への的確な対応から自立支援に至るまでの一連の対策を強化し、未来ある子供達の生命を守るため、次の事項について速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 児童相談所が司法を積極的に活用し、要保護児童の保護を第一に、一時保護や臨検等を円滑に行えるよう、支援と介入・救出の管轄を分けるなど、組織改革を進めること。
- 2 児童相談所と警察、市町村及び関係機関が全ての虐待案件について情報共有し、広域で連携して対応すること。
- 3 児童相談所の数と人員を大幅に増加させ、体制と専門性を強化すること。特に児童福祉司、児童心理司、保健師等はじめ職員配置の充実、子どもの権利を擁護する観点等から常勤弁護士を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

埼玉県狭山市議会

提出先

埼玉県知事